加賀市乾杯条例

(目的)

第 | 条 この条例は、本市で製造される日本酒(以下「地酒」という。)による乾杯を推進することにより、地酒の普及を図るとともに、温泉地での地酒による乾杯を通した温泉文化の継承を促進し、もって、関連産業の発展及び郷土愛の醸成を図ることを目的とする。

(市の役割)

第2条 市は、地酒による乾杯及びその普及の促進に必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の役割)

第3条 地酒を製造し、販売し、又は提供する事業者(以下「事業者」という。)は、地酒による乾杯及びその普及の促進に取り組むとともに、市及び他の事業者と相互に協力するよう努めるものとする。

(市民の協力)

第 4 条 市民は、市及び事業者が行う地酒による乾杯及びその普及の促進に関する取組に 協力するよう努めるものとする。

(器の奨励)

第 5 条 市、事業者及び市民は、地酒による乾杯に当たっては、本市の伝統工芸品である 九谷焼又は山中漆器の器を積極的に用いるよう努めるものとする。

(嗜好等への配慮)

第 6 条 市、事業者及び市民は、この条例の実施に当たっては、個人の嗜好及び意思を尊重するよう配慮するものとする。

附 則

この条例は、平成29年4月 | 日から施行する。